

別冊

景観計画・まちづくりの取組事例集

<目次>

1. 当該事例集について

2. 景観計画の策定・運用時の取組事例

(1) 景観計画策定時の体制

- ① 計画策定の検討体制
- ② 計画検討にかかる住民参加等の実施状況
- ③ 検討体制にかかる関係団体等への周知・意見交換
- ④ 景観計画策定に当たっての外部委託の有無
- ⑤ 委託期間
- ⑥ 委託金額
- ⑦ 外部委託をしない場合の検討方法

(2) 景観計画の策定や運用にかかる工夫点

- ① 景観特性の把握
- ② 住民による景観まちづくりの推進
- ③-1 少ない人員での計画策定
- ③-2 少ない人員での計画運用
- ④ 関係部局との連携
- ⑤ 合併市町村における景観計画の策定

3. 景観まちづくりの進捗や効果の測り方

4. 個別の景観課題への取組事例

- (1) 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)の設置にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点
- (2) 空家、空店舗にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点
- (3) 耕作放棄地にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点
- (4) 屋外広告物の設置にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点

平成 31 年 3 月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

1. 当該事例集について

- ・当該事例集は、景観計画策定・運用する際の状況について、自治体へのアンケート調査結果（アンケート調査の概要は下段参照）を整理したものです。
- ・事例集の構成について説明します。
- ・2. 及び3. は、これから景観計画の策定を検討する自治体の参考になるように、既に景観計画を策定した自治体における計画策定や運用時の取組内容や工夫点について、整理しています。
- ・4. は景観まちづくりを推進する際に、個別の課題解決に向けて自治体が行っている内容を整理しています。

各項目では以下の内容を記載しています。

2.（1） 景観計画策定時の体制

- ・景観計画を既に策定した自治体に対して、景観計画策定時の体制について、アンケート調査で把握した結果を自治体の人口規模別に集計・分析・整理しています。

2.（2） 景観計画の策定や運用にかかる工夫点

- ・景観計画を既に策定した自治体が行っている工夫点について、アンケート調査で把握した結果を整理しています。

3. 景観まちづくりの進捗や効果の測り方

- ・全国すべての自治体に対して、「景観計画・まちづくりの効果の測定の実施状況」、「実施している場合は、その場合の測り方」について、アンケート調査で把握し、取組状況及び取組内容を整理しています。

4. 個別の景観課題への取組事例

- ・全国すべての自治体に対して、景観政策・まちづくりを推進する上での個別の景観課題についての取組内容について、アンケート調査で把握した結果を整理しています。

- アンケート調査の概要は以下のとおりです。

対象：全国全ての自治体（1,788自治体） 回答数：1750自治体 回収率：98%
期間：平成30年12月～平成31年1月
主な設問項目：景観計画の策定・運用時の取組状況、景観計画の策定・運用にかかる工夫点
景観まちづくりの効果の測り方、個別の景観課題への取組状況

2. 景観計画の策定・運用時の取組事例

- ・景観計画を策定・運用する際の取組内容について、景観計画策定済みの自治体の回答結果（回答数 532 自治体）から、集計・把握すると共に、自治体の人口規模別に回答内容を分類することで、自治体規模別の取組状況及び傾向を整理しました。

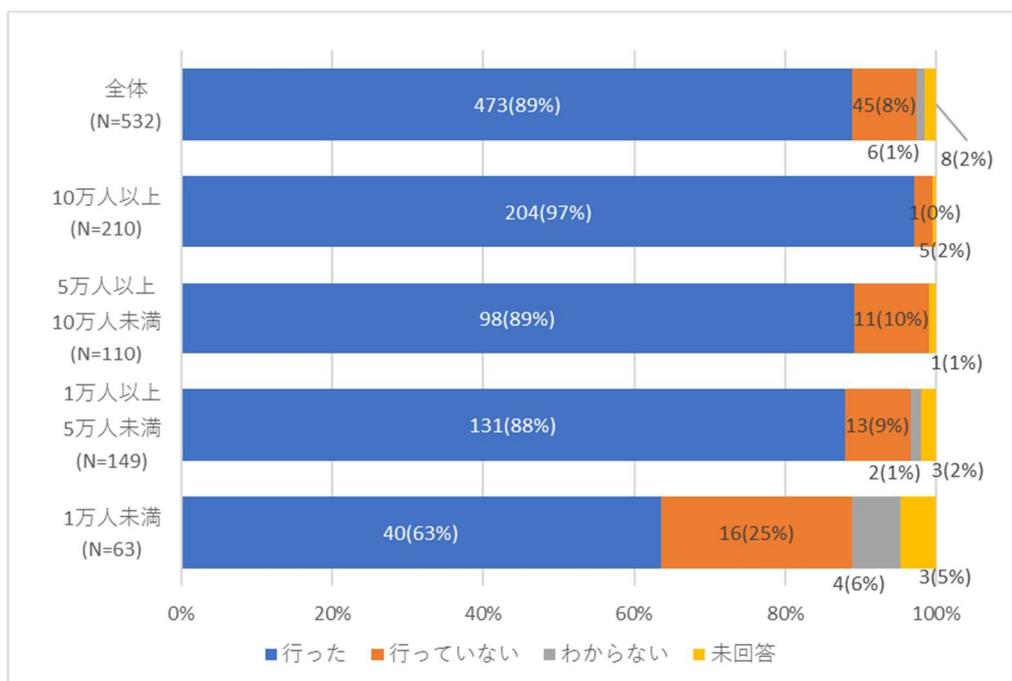
(1) 景観計画策定の検討体制

① 計画策定の検討体制

- ・景観計画策定時の検討体制について、i「専門家を中心とした検討委員会」、ii「庁内の部課長による検討組織」、iii「担当職員を中心としたワーキンググループ」、iv「住民を中心とした検討組織」のそれぞれの取組状況を把握、整理しました。
- ・また、「その他の方法」について把握・整理するとともに、検討体制のうち、多くの自治体で取組まれている方法や人口規模別の取組状況の違い等についても整理しました。

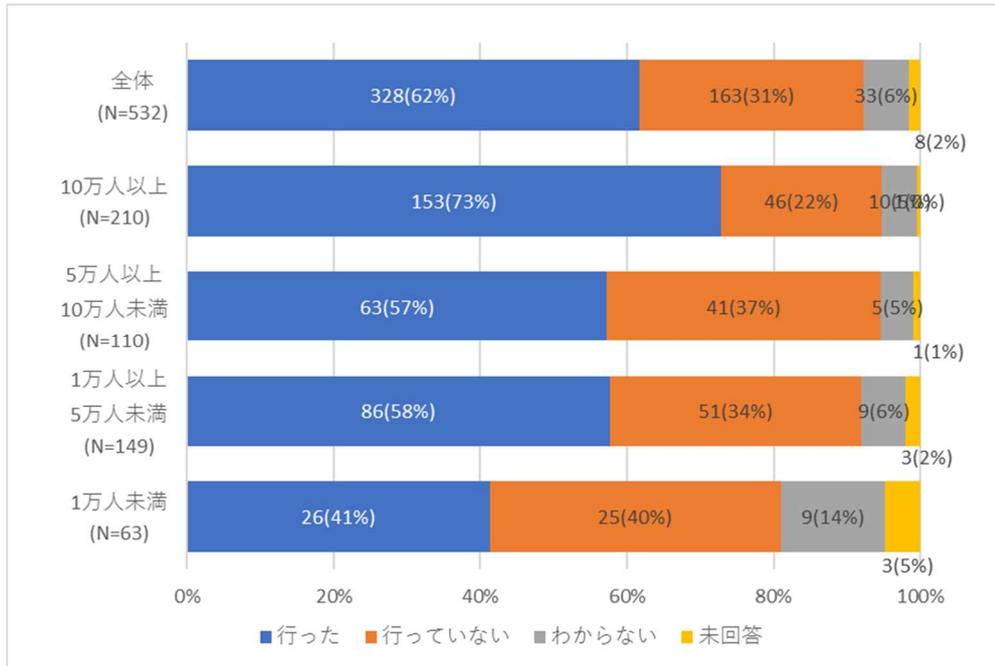
i「専門家を中心とした検討委員会」の実施

- ・「専門家を中心とした検討委員会」は、自治体全体の 89% で実施されています。
- ・人口規模別に傾向を整理すると、10 万人以上では 97% が実施、1 万人以上 10 万人未満においては 88~89% が実施しているのに対し、1 万人未満の自治体では、63% の実施率に留まっています。



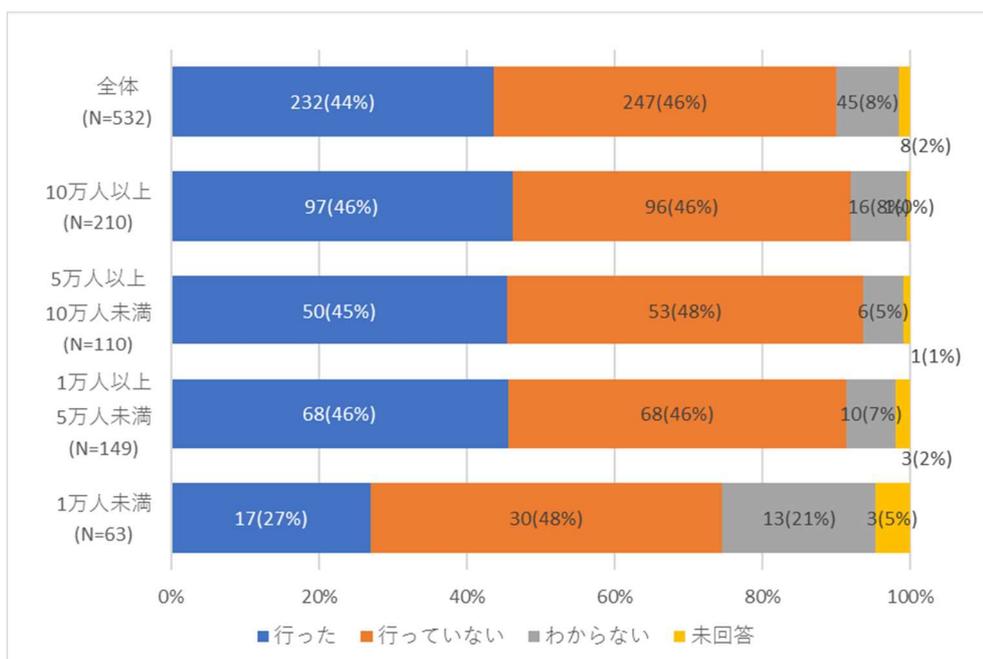
ii 「庁内の部課長による検討組織」の実施

- ・「庁内の部課長による検討組織」は、自治体全体の62%で実施されています。
- ・人口規模別に傾向を整理すると、10万人以上では73%が実施しているのに対し、10万人未満では57%、5万人未満では58%、1万人未満では41%と人口規模が小さくなるに従って実施率が低くなる傾向がみられます。



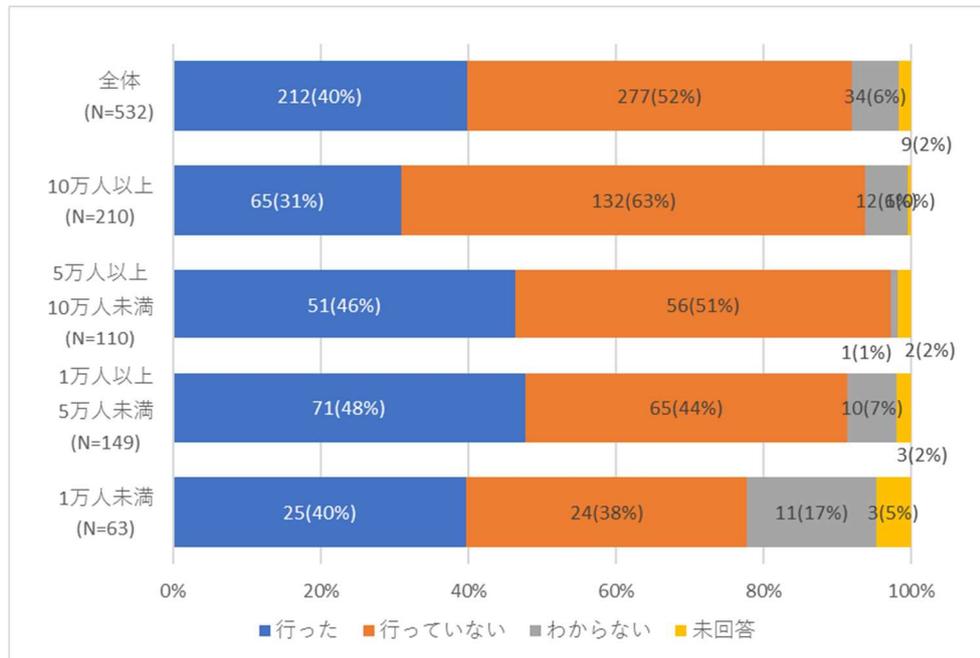
iii 「担当職員を中心としたワーキンググループ」の実施

- ・「担当職員を中心としたワーキンググループ」は自治体全体の44%で実施されています。
- ・人口規模別に傾向を整理すると、1万人以上では45~46%が実施しているのに対し、1万人未満では27%と他の人口規模と比較して実施率がかなり低くなる傾向がみられます。



iv 「住民を中心とした検討組織」

- ・「住民を中心とした検討組織」は自治体全体の40%で実施されています。
- ・人口規模別にみると、10万人以上では31%の実施率であるのに対し、10万人未満の自治体では40~48%の実施率であることから、当該取組は人口規模が大きい自治体より、中、小規模の自治体の方が、当該取組を行っているという傾向が把握できます。



その他の方法

- ・上記に示した以外の方法としては、以下のようなものがあげられています。
 - 大学の研究室との協働による検討組織（小委員会）を立ち上げた
 - 世界遺産登録推進の一環で、重要文化的景観に向けた取組として周辺地域7市町村が統一的に実施（世界文化遺産登録推進の郡市事務局（代表市教育課内）が調整）
 - 景観審議会について専門家中心とせず流域住民にも参加いただいた

全体傾向について

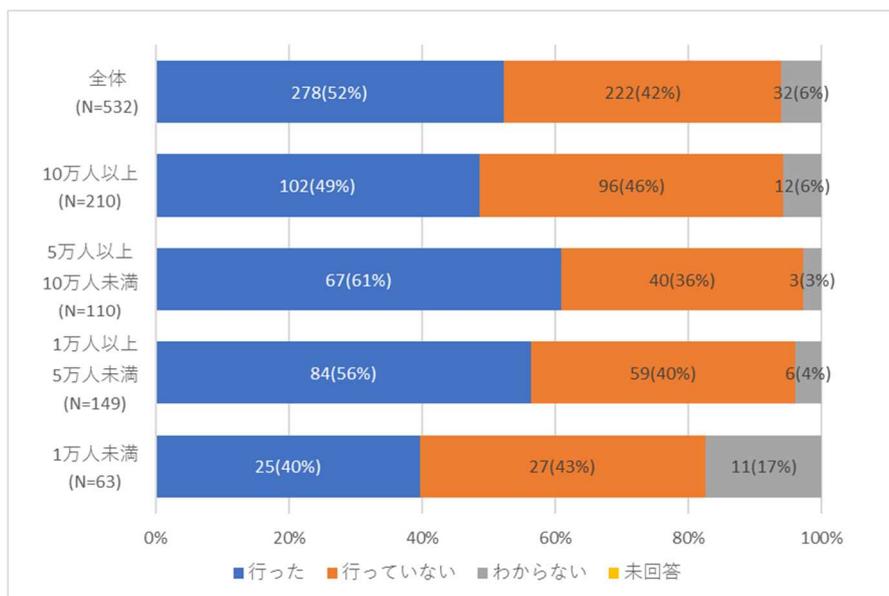
- ・これらの結果から、景観計画策定時の検討体制の具体的な方法は、いくつかのバリエーションがあることがわかりました。
- ・最も多くの自治体で実施されているのは、「専門家を中心とした検討委員会」ですが、「庁内の部課長による検討組織」も半数以上の自治体で実施されていますし、「担当職員を中心としたワーキンググループ」や「住民を中心とした検討組織」も4割程度の自治体において実施されていることがわかりました。
- ・また、人口規模が大きい自治体ほど「専門家を中心とした検討委員会」の実施率が高いのに対し、人口規模が小さい自治体において、「住民を中心とした検討組織」の運営などは、人口規模が大きい自治体よりも実施率が高く、身の丈にあった検討方法を実施していることも把握することができました。

② 計画検討にかかる住民参加等の実施状況

- ・ 計画検討にかかる住民参加等の実施状況について、i「アンケート」、ii「ワークショップ」、iii「説明会」、iv「パブリックコメント」のそれぞれの取組状況を把握、整理しました。
- ・ また、「その他の方法」を把握・整理するとともに、住民参加等の実施状況のうち、多くの自治体で取組まれている方法や人口規模別の取組状況の違い等についても整理しました。

i 「アンケート」

- ・ 52%の自治体が住民参加等の実施方法として「アンケート」を実施しています。これを人口規模別にみると、5万人以上10万人未満が61%と最も実施している割合が高いのに対し、1万人未満の自治体では、40%に留まるという傾向がみられます。



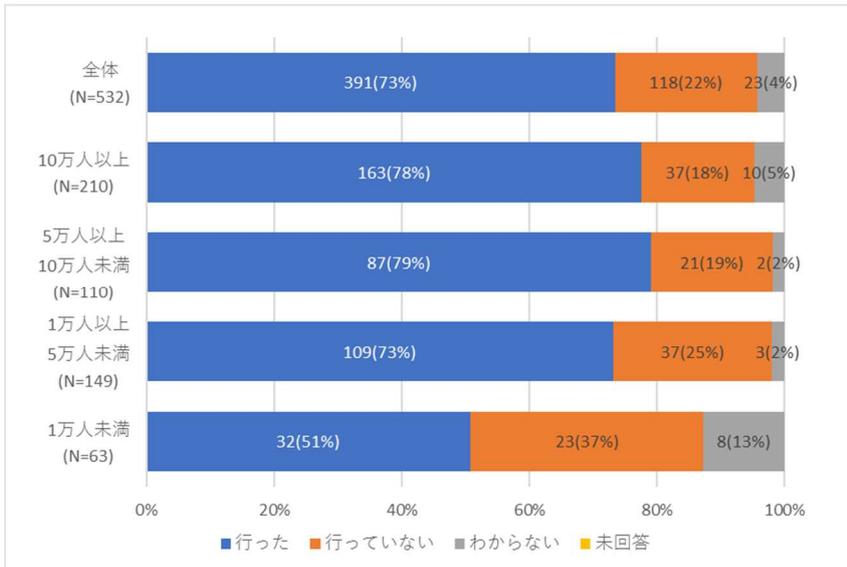
ii 「ワークショップ」

- ・ 64%の自治体が住民参加等の実施方法として「ワークショップ」を実施しています。
- ・ これを人口規模別にみると、1万人以上の自治体では、66%以上が当該方法を実施していますが、1万人未満の自治体では、41%に留まるという傾向がみられます。



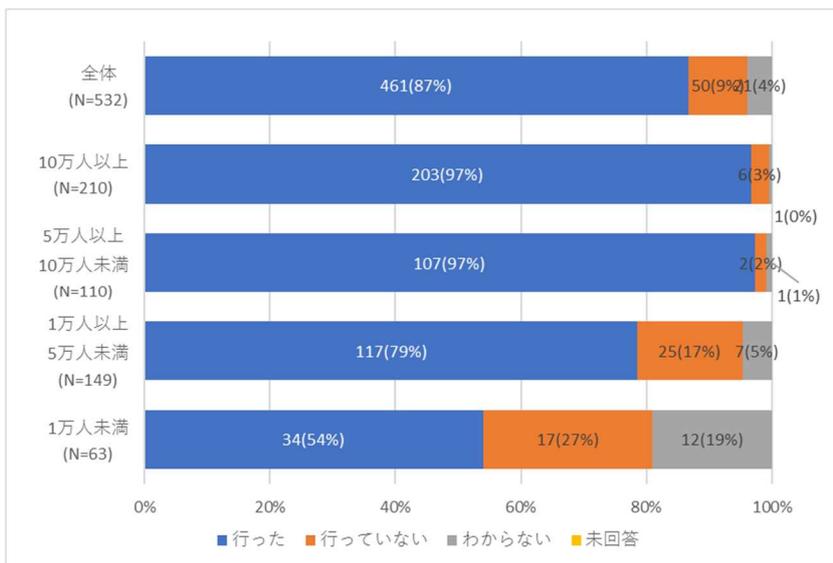
iii 「説明会」

- ・ 73%の自治体が住民参加等の実施方法として「説明会」を実施しています。
- ・ これを人口規模別にみると、1万人以上の自治体では、7割以上が当該方法を実施していますが、1万人未満の自治体では、5割程度に留まるという傾向がみられます。



iv 「パブリックコメント」

- ・ 87%の自治体が住民参加等の実施方法として「パブリックコメント」を実施しています。
- ・ これを人口規模別にみると、5万人以上の自治体では、97%が当該方法を実施していますが、5万人未満1万人以上では79%、1万人未満では、54%という状況であり、人口規模で実施状況がかなり異なります。



その他の方法

- ・ その他の方法としては、以下のようなものがあげられています。
 - フォーラム、セミナー、意見交換会の開催
 - コンテストの実施
 - まち歩きの実施

全体傾向について

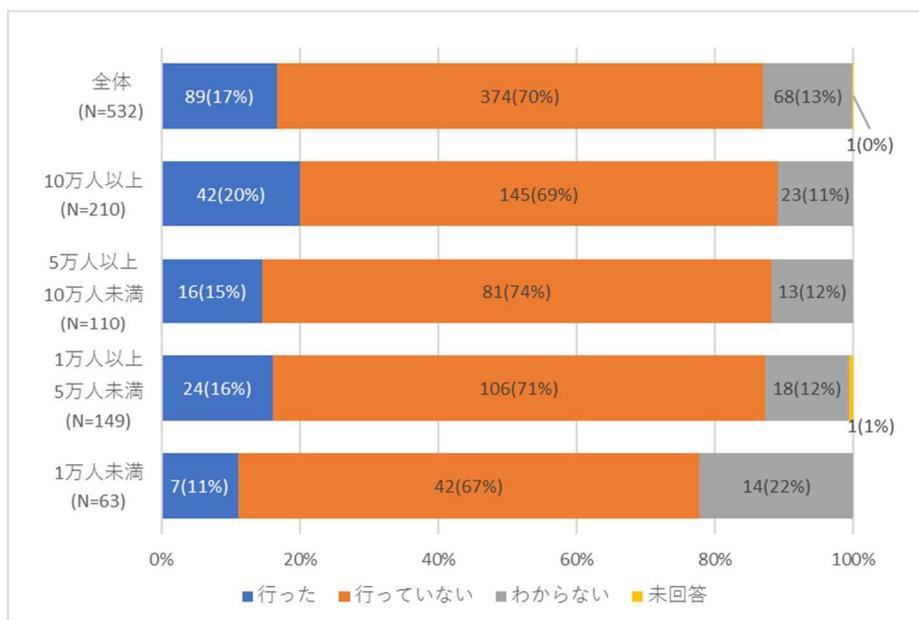
- ・これらの結果から、景観計画検討時の「住民参加等の実施方法」についても、検討体制同様、いくつかのバリエーションがあることが把握できました。
- ・整理した4タイプのうち、最も多く実施されているのは、「パブリックコメント」の87%で、次いで「説明会」の73%と続きます。また、「ワークショップ」は64%、「アンケート」は52%の自治体で実施されています。
- ・人口規模別の取組状況の整理からは、人口規模が5万人未満になると「パブリックコメント」の実施が5万人以上の自治体より実施率が低くなることや、1万人未満になるといずれの方法についても他の人口規模に比べ、実施率がかなり低いことが明らかになりました。

③ 検討体制にかかる関係団体等への周知・意見交換

- ・景観計画検討にかかる関係団体等への周知・意見交換の方法について、i「アンケート」、ii「事業者団体等への個別ヒアリング」、iii「説明会」のそれぞれの取組状況を整理しました。
- ・また、「その他の方法」や検討に当たって実際にやりとりを行った「主な対象者」についても整理すると共に、関係団体等への周知・意見交換の実施状況のうち、多くの自治体で取組まれている方法や人口規模別の取組状況の違い等についても整理しました。

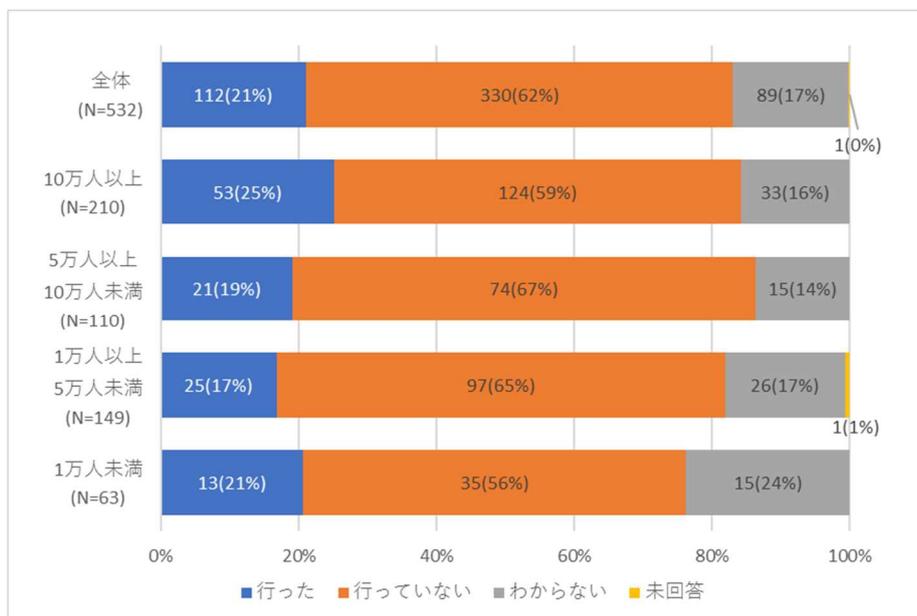
i「アンケート」

- ・検討体制にかかる関係団体等への周知・意見交換の方法として「アンケート」を実施している自治体は17%程度で、あまり多くはありません。これを人口規模別にみると、10万人以上の自治体では20%、1万人以上の自治体では15~16%が当該方法を実施していますが、1万人未満の自治体では、11%に留まるという傾向がみられます。



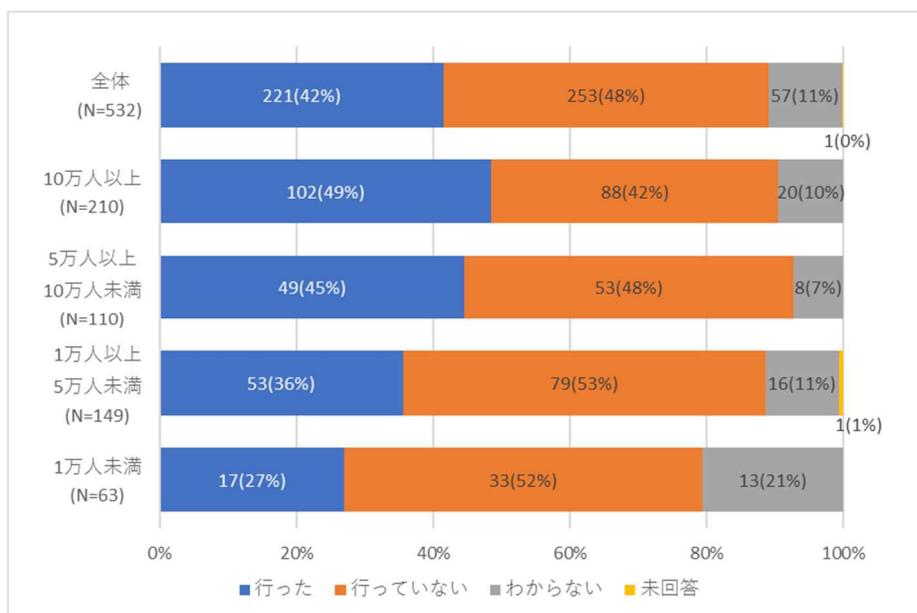
ii「事業者団体等への個別ヒアリング」

- ・ 検討体制にかかる関係団体への周知・意見交換として「事業者団体への個別ヒアリング」を実施している自治体は 21%です。
- ・ これを人口規模別にみると、10 万人以上の自治体で 25%が実施、1 万人未満の自治体で 21%が実施と、20%以上が実施していますが、1 万人以上 10 万人未満の自治体では 17~19%の実施という状況がみられます。



iii「説明会」

- ・ 検討体制にかかる関係団体等への周知・意見交換として「説明会」を実施している自治体は 42%です。
- ・ これを人口規模別にみると、10 万人以上の自治体では 49%、5 万人以上 10 万人未満では 45%で実施していますが、1 万人以上 5 万人未満は 36%、1 万人未満が 27%と人口規模が小さくなるほど実施率が低くなっている傾向がみられます。



その他の方法

・上記に示した以外の方法としては、以下のような取組が行われています。

- 策定委員会への事業者の参加
- 地域単位で事業者へのグループヒアリング
- 意見交換会、研修会の開催
- 策定後の周知（資料配布、説明等）

全体傾向について

- ・これらの結果から、景観計画検討時の「関係団体等への周知・意見交換」の方法についても、いくつかのバリエーションがあることが把握できました。
- ・整理した3タイプのうち、最も多く実施されているのは、「説明会」の42%で、「事業者への個別ヒアリング」が21%、「アンケート」17%と比較すると、実施率が高いです。
- ・人口規模別の取組状況の整理からは、全体傾向としては、人口規模が大きい自治体ほど、実施率が高く、小さい自治体ほど実施率が低いことがわかります。
- ・また、その他の方法で整理していますが、策定委員会に事業者が参加していると回答した自治体が一定程度みられました。

関係団体や事業者としての主な対象者について

- ・関係団体や事業者への周知にあたり、具体的に対応した対象者は以下のような団体で、大枠として地域住民、有識者、地域の関係団体に分類されます。
- ・これらのうち、地域の関係団体については、地域の景観構成要素（土地利用状況）や地元団体の有無等によって非常に多様であり、各々の地域ならではのバリエーションがみられます。

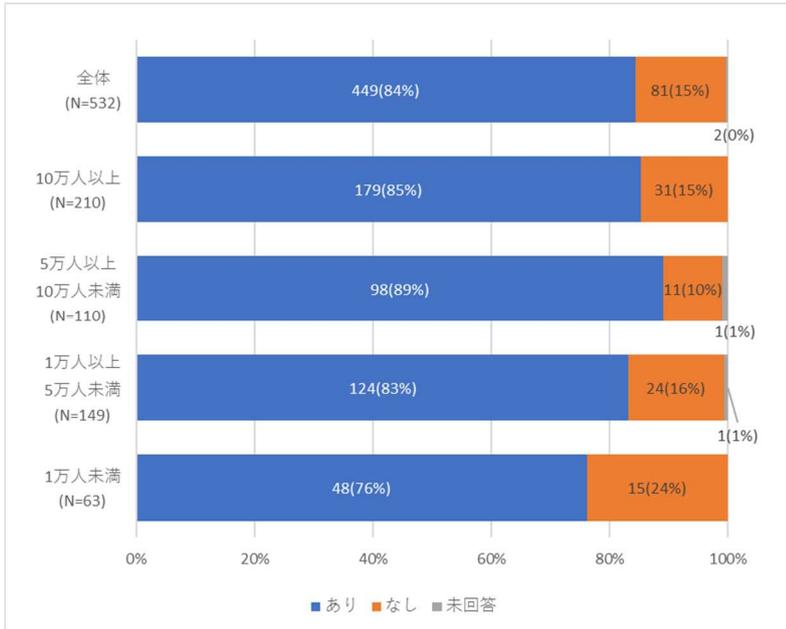
（取組例）

地域住民（組織・団体）	自治会・町内会、まちづくり団体、重点区域関係団体、景観関連団体、町並みを守る会、青年会議所 等	
有識者	学識経験者、樹木医、カラーコーディネーター 等	
地域の 関係団体	建築、不動産関連	建築士会、建築家協会、建設業者、宅地建物取引業協会、不動産協会団体、民間建築確認検査機関 等
	農業	農業関係者（組合、委員）、農協、酪農家 等
	漁業	漁業組合
	林業	森林組合
	商業	商工会、商店会
	工業	市内に大規模な工場を持つ事業者 等
	旅館業	旅館関係者
	通信	通信会社
	電力	電力会社
	交通	鉄道会社、バス・タクシー会社
	観光	観光協会
	屋外広告物	屋外広告物事業者、塗装広告事業組合 等
	歴史・文化	文化財保護審議会、寺 等
福祉	視覚障害者協会、保健福祉医療関連の団体 等	

※アンケート 297 自治体の回答を整理しています

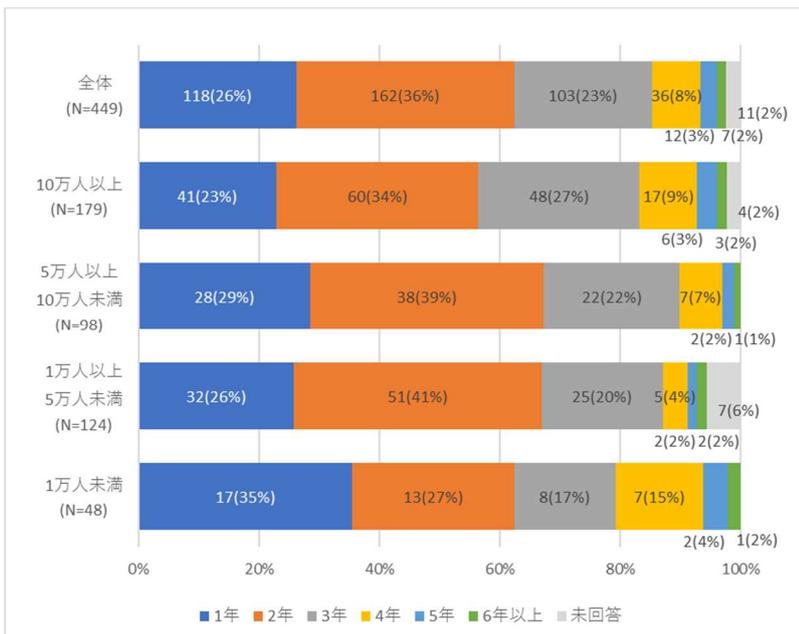
④ 景観計画策定に当たっての外部委託の有無

- ・景観計画策定に当たって、外部委託を実施している自治体の割合は84%です。これを人口規模別にみると、1万人以上の自治体では、8割以上が外部委託しているのに対し、1万人未満では76%に留まることがわかります。



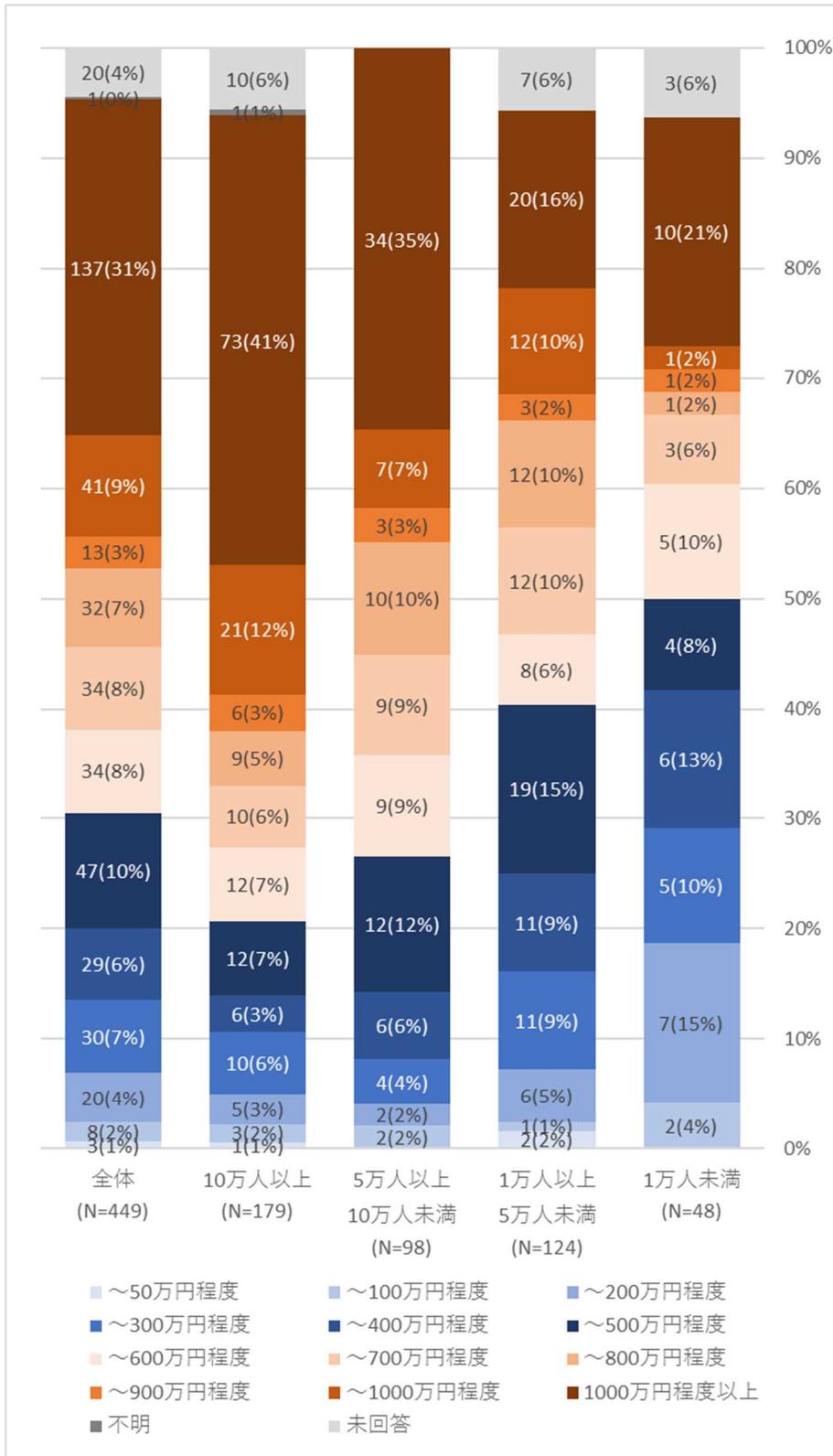
⑤ 委託期間

- ・景観計画策定に当たっての委託期間は3年以内の自治体が85%です。最も割合が大きいのは、2年の36%ですが、4年以上と回答した自治体も1割強あることがわかります。自治体の人口規模別に傾向をみると、10万人以上の場合、3年、4年の割合が高いです。一方、人口1万人未満の場合、1年が多いものの、3年、4年の割合も一定程度の割合でみられることから、当該規模の自治体では個々の検討体制や、計画内容によって委託期間に差が出ているのではないかと推察されます。



⑥ 委託金額

- ・委託金額は1000万円超の自治体が3割程度ありますが、500万円未満も3割程度みられます。
- ・自治体の人口規模別にみると、人口規模が大きいほど、委託金額が大きくなる傾向がみられます。
- ・特に、特徴的な傾向は、人口規模が10万人以上の自治体では74%が500万円以上であるのに対し、1万人未満の自治体では、半数が500万円未満(3割弱は300万未満)と非常に差があることがわかります。



⑦ 外部委託をしない場合の検討方法

- ・ 景観計画策定にあたって、外部委託をしない場合の検討方法については、以下のような取組が行われています。

(取組例)

策定済みの景観条例や法定外計画をもとに作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に策定されている自主条例や景観計画をもとにして策定した。
他自治体の景観計画を参考に作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に策定されている周辺自治体や、都道府県による景観計画を参考に検討した。
専門家の助言をもとに作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者が出席する検討委員会等を重ねて計画を策定した。 ・ 都道府県が実施する「景観アドバイザー」派遣事業を活用した。
庁内の有志の職員による研究会を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員有志による「景観まちづくり制度研究会」と公募市民による「景観まちづくり市民会議」とが連携して計画案を策定した。
都道府県・周辺自治体と協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の担当部署の協力や、同一の広域にわたる景観資源を持つ周辺自治体との協働により計画を策定した。
大学・活動団体等との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的連携協定を結んでいる地元大学に委託し、地元住民参加型のワークショップを実施するなどして、計画を策定した。 ・ 地元の源流域の景観に詳しいNPO団体と協力して計画を策定した。

※アンケート回答 75自治体の回答を整理しています

(2) 景観計画の策定や運用にかかる工夫点

① 景観特性の把握

- ・ 景観特性の把握方法としては、以下のような取組が行われています。

(取組例)

既往資料の活用	・ 既往の景観関連資料の活用による景観特性の把握
コンテストの実施	・ フォトコンテストや絵画コンテストの実施による地域らしい景観・景観資源の収集、表彰
住民からの意見収集	・ ワークショップ、シンポジウム、懇談会等による意見収集 ・ 住民からの景観スポットの推薦 ・ 住民からの景観資源写真の提供
アンケートの実施	・ 住民アンケート（地域らしい景観、好きな景観、良い景観 等） ・ 自治体内に転居後 5 年以内の住民へのアンケート（地域らしい景観、良い景観等） ・ 市外在住の市内出身者へのアンケート（地域らしい景観、好きな景観、良い景観等） ・ 地元事業者へのアンケート ・ 地域の景観活動団体へのアンケート
基礎調査の実施	・ 基礎調査実施時に専門家が参加 ・ 基礎調査実施に地域事業者・住民の参加 ・ 住民と研究会を発足させ、基礎調査を実施
ヒアリングの実施	・ 地域活動団体、地域住民等へのヒアリング ・ 観光業者へのヒアリング
まちづくり団体と協働で計画を策定	・ 景観まちづくりに関する団体を公募で選出し、協働で計画を策定
パブリックコメントで意見収集	・ パブリックコメントの際に意見収集する

※アンケート回答 379 自治体の回答を整理しています

② 住民による景観まちづくりの推進

・住民が主体的に景観まちづくりを推進するために自治体が工夫した点としては、以下のようなものがあります。

(取組例)

普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 出前講座、セミナーの実施・ 景観賞の創設、表彰、展覧会の実施等・ フォトコンテストの実施・ ワークショップの開催・ まち歩きイベント等の実施・ 清掃活動、花の植え付け 等 の実施
景観教育	<ul style="list-style-type: none">・ 子ども向けの景観学習教育を実施
景観計画の浸透、熟成	<ul style="list-style-type: none">・ 市民参加の団体、協議会等を立ち上げ、運営・ 地域とともに景観まちづくり指針を策定・ アドバイザー派遣・ 新たな重点地区指定の際に地元との勉強会、協議会、まちあるきを実施
助成	<ul style="list-style-type: none">・ 景観まちづくり団体への助成

※アンケート回答 289 自治体の回答を整理しています

③-1 少ない人員での計画策定

- ・少ない人員で景観計画を策定するために自治体が工夫した点としては、以下のようなものがあります。
- ・また、計画策定時から、メリハリのある景観計画区域、届出対象行為・規模を設定し、運用時の窓口における事務処理が負担にならない届出件数となるように計画している例があります。

(取組例)

外部人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定について、外部業者へ委託した。 ・ 景観の基礎調査、集計のみを業者に委託した。 ・ 大学の研究室に委託し、学生への課題として基準の案を提案してもらいながら、それをもとに議論した。 ・ 法規等の専門知識を有する部分等に関して、専門家や有識者に相談した。 ・ 計画策定にあたり、都道府県や広域関係部局（世界遺産登録に向けて連携している周辺市町村等）に協力を仰いだ。 	
既存の計画をもとに作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法の施行前から制定・策定していた独自の景観条例や計画等をもとに景観法に基づく景観計画を作成した。 ・ 既にある地区計画運用基準や、自然公園法に基づく公園の管理計画の基準などを参考にして景観形成基準を設定しつつ、特に加えたいもののみを追記する。 	
都道府県計画をベースに景観計画を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県による景観計画等を準用しつつ、景観形成基準の一部に基準を付加したり、独自に誘導したいエリアのみを重点地区として指定する。 	
段階的な重点地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定時から重点地区を指定するのではなく、段階的な指定ができるよう、策定時の計画には指定の枠組みのみを記載する。 	
メリハリのある計画づくり	景観計画区域の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画区域を重要度の高い限られた地域にのみ設定している。 ・ ゾーニングにより届出対象規模にメリハリをつけている。 例) * 景観計画区域全域では大規模なもののみを対象に、重点地区では、より小さいものを対象とするなど、重点地区とそれ以外の地区での届出対象規模にメリハリをつけている。
	届出対象行為、規模を限定的なものとする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象行為、規模の設定を限定的なものとしている。
	景観形成基準等の定量化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩や緑地率、屋根勾配等に関する基準を定量的な表現とすることで、申請者自身で基準への適合を判断しやすくしている。

③ - 2 少ない人員での計画運用

- ・少ない人員で景観計画を運用するために自治体が工夫した点としては、以下のようなものがあります。
- ・事業者との窓口相談や協議の効率化を図るため、定性的な景観形成基準の「具体的な配慮項目」や「届出のマニュアル」等の情報をあらかじめ事業者に向けて公表している例があります。
- ・窓口における職員の負担を軽減するため、「職員向けのマニュアル」を作成したり、「窓口の職員の配置や分担」を工夫している例があります。
- ・特に景観への影響が大きい案件については、担当者だけではなく、有識者や専門家などによる「アドバイザー」と連携し、事業者と調整を図る例があります。

(取組例)

事業者への情報公開	具体的な配慮項目の公表	・ 景観形成基準に適合するための具体的な配慮項目を記載したガイドライン等を公表している。
	配慮項目のチェックシートの提出	・ 届出のチェックを簡便に行うためチェックシートを様式として公表し、届出時の提出を義務付けている。
	届出の手続きのマニュアルの公表	・ 窓口での事務負担を軽減するため、事業者向けに届出の流れや必要書類(チェックリストなど)、記入例を示した届出マニュアルを作成、公表している。
	情報システムの構築	・ インターネット上で閲覧できる地図システムを活用し、景観計画(重点地区等)や都市計画の情報を迅速に把握できるようにしている。
	制度の周知徹底	・ 事業者等に対して届出の必要性を周知・徹底を図るために、景観形成基準等をまとめたパンフレットを作成、配布している。
事前協議・相談	事前協議・相談の実施	・ 景観条例や景観計画の内容、届出までのスケジュール等を丁寧に説明、周知し、スムーズに届出がなされるように、届出前の事前相談を実施している。
	事前相談や届出の簡易化	・ 窓口での対応に要する時間を削減するため、メールでの事前相談や郵送での届出を可能としている。
届出窓口の事務作業の効率化	職員向けマニュアル等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口での対応職員向けに、景観形成基準への適合判断のための資料を作成している。(Q&A、審査基準のチェックリスト等) ・ 審査基準の判断に迷うような特殊な案件については、その後も同様の案件があった際に判断が矛盾しないように、職員向けの記録簿等を作成している。
	配置・事務分担の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区ごとの景観特性の把握や適切な指導など、事務手続きの効率化を図るために、地区や審査項目ごとに担当を分けている。 ・ 窓口でより専門性の高い相談が受け付けられるように技術職員を積極的に配置している。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務員の負担を軽くするため、主副担当制とし、普段から情報交換を行っている。

外部人材との連携	景観アドバイザーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観への影響が大きい案件については、有識者や専門課からなるアドバイザー、事業者、職員との三者による調整会議により協議する仕組みを取り入れている。 ・ 職員がアドバイザーにアドバイスをもらった上で、事業者と調整を図る仕組みを取り入れている。
----------	-------------	--

※アンケート回答 256 自治体の回答を整理しています

④ 関係部局との連携

・関係部局との連携に際しては、以下のような取組が行われています。

策定時

(策定時の取組例)

関連部局との検討会議を開催	・ 計画策定時に環境、道路、観光、文化財、農業・林業、企画、商工などの関連部署を交えた検討会議を設けた。
関連部局へのヒアリング・アンケート	・ 計画策定時に、関連部署にヒアリングや説明、協議を行った。
庁内での説明会・勉強会	・ 職員を対象とした説明会や勉強会を開催した。
文化財部局との連携	・ 景観形成基準と文化的景観保存計画による修理・復旧基準と修景基準を連携させて、良好な景観の保存、活用を図っている。

運用時

(運用時の取組例)

関連部局との連絡会議を開催	・ 庁内の連絡会議を開催し、関係部署で相談事項を共有化している。 ・ 届出案件は関係部署との合議体制としている。	
関係部局間で相談事項をその都度共有	・ 事前相談があった案件は、その都度関係部署間で情報を共有し、意見を求めたり届出漏れを防いだりしている。(地区計画、屋外広告物、開発許可等) ・ 開発許可や建築確認の申請ほか、緑化の申請や農地転用などの情報を確認し、景観計画の届出対象行為に該当するものを確認している。	
各部局との連携	文化財関連	・ 景観形成区域のうち、すでに重要伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観等に選定されているエリアについては、担当する文化財部局や観光部局との情報、窓口の一本化、合議体制の実施。
	屋外広告物関連	・ 景観計画と屋外広告物の届出の窓口業務を一元化している。 ・ 景観計画の届出書と屋外広告物の許可申請書を一本化している。 ・ 屋外広告物許可申請の担当部局と連携し、屋外広告物の許可申請制度の中でデザインについて協議できる制度を設けている。
	開発関連	・ 開発指導要綱の基準と景観形成基準を連携させ、より早い段階で事業者と協議できる仕組みとしている。
	再生可能エネルギー発電施設関連	・ 再生可能エネルギー発電施設においては、窓口を一本化し、関係各課へ関係法令等の確認を依頼している。
公共事業	事前協議	・ 公共施設等の新築・改築・増築の際には、関連部署による事前相談・協議を徹底している。
	連絡会議	・ 必要に応じて公共施設の景観誘導にかかる関連部局との会議を開催している。

	<p>景観ガイドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の整備に対する景観への配慮事項を示した、公共施設の景観形成ガイドラインを策定している。 ・ 土木工事に対しても、ガイドラインを策定し、一定条件に該当する工事についてアドバイスを行っている。
<p>景観重要公共施設に関する連絡会議を開催</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要公共施設に関して、施設管理課と定期的な連絡会議を開催している。
<p>職員の勉強会等の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に関する意識啓発や知識の向上を図るため、定期的に技術職員向けに研修を開催している。 ・ 公共事業を実施する土木、建築関連部署に対して研修や説明会等により情報を提供している。
<p>その他</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連部局と連携して景観に関連するイベントを実施した。 例) <ul style="list-style-type: none"> * 景観部署と観光部署が連携し、景観形成と集客を目的としたイベントを開催した。 * 文化財部署とともに歴史的な建造物をめぐるまち歩きイベントを開催した。 * 教育委員会とともに、景観学習教室を共催した。 ・ 重点地区の指定にあたり、地区のまちづくりを主導する部署と景観担当者が、兼務体制をとり、連携強化を図っている。 ・ 観光、文化、教育、公共施設などが景観を担っていることを庁内に広めるために、景観形成行動計画を策定した。

※アンケート回答 321 自治体の回答を整理しています

⑤ 合併市町村における景観計画の策定

- ・市町村合併市における景観計画の策定において自治体が工夫した点としては、以下のようなものがあります。

検討時

- ・過去に合併があった市町村では、旧市町村の景観特性が市民、職員間で十分に共有されていない場合があるため、景観計画の検討・策定時に、「景観特性の把握」や「住民への説明」の方法を工夫している例が多くみられます。

(検討時の取組例)

景観特性の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査、住民ヒアリング、アンケートなどのきめ細かい基礎調査により旧市町村の景観特性を把握する。 例) <ul style="list-style-type: none"> * 景観の基礎調査を旧市町村ごとに実施する。 * 景観計画の検討委員による旧市町村の現地調査・住民ヒアリングを実施する。 * 住民アンケート調査により景観特性や資源を把握する。 ・ 共通する景観特性を見出して市の一体感ある景観づくりを進める。 例) <ul style="list-style-type: none"> * 住宅や街並み等で、共通しているデザインや素材をできるだけ見出した。
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ等により旧市町村の景観特性を市民と共有する。 例) <ul style="list-style-type: none"> * 景観計画の検討時に住民によるワークショップやまち歩きを開催し、旧市町村間の景観特性や資源の共有を図る。 * ワークショップでは、各旧市町村からの参加者が偏らないよう、参加者をあらかじめ選出する。 * 写真公募により、旧町村内の景観特性（自然・建造物等）を掘り起こした。
住民への計画案の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧市町村ごとに住民説明会を実施する。 ・ 写真等を多用しイメージを共有する。 例) <ul style="list-style-type: none"> * 景観計画の素案等の説明会では、なじみの薄い旧市町村の景観がイメージしやすいように、写真等を多用する。

計画内容

- ・合併前の市町村で、育まれた景観やそれまでの景観まちづくりの進み方が異なる場合もあるため、旧市町村のエリアを意識した「景観計画区域の区分」とする例や、「都道府県計画をベースに景観計画を検討」する例などがあります。

(計画内容に関わる取組例)

景観計画区域の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧市町村の区域ごとに景観形成方針を設定する。 例) <ul style="list-style-type: none"> * 景観形成方針・基準とは別に、旧市町村ごとの特色を活かす目標（景観推奨事項）を定める。（景観推奨事項は、旧市町村単位の住民ワークショップにて検討。勧告等の対象にはならないが、適合するよう指導が図られる。）
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧市町村の区域ごとに行為の制限（届出対象規模や景観形成基準）を定める。 例） <ul style="list-style-type: none"> * 全域の景観計画の中で、旧市町村単位で景観特性や景観形成方針、届出対象等をまとめた、「地域別景観計画」を作成する。
重点地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧市町村ごとに重点地区を指定する。
都道府県計画をベースに景観計画を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県計画を準用する。 例） <ul style="list-style-type: none"> * 都道府県の景観計画をベースに計画を作成しつつ、独自の基準を付加する形で計画をまとめる。

策定後

（策定後の取組例）

普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウムや景観賞等の開催等により景観の重要性を共有する。
------	--

※アンケート回答 101 自治体の回答を整理しています

3. 景観まちづくりの進捗や効果の測り方

①景観まちづくりに関する進捗や効果の評価・検証の実施状況

景観政策に関する制度・事業の進捗や景観まちづくりの効果等について、自治体内で評価・検証等を行っているかを把握したところ、1割程度の自治体において景観に関する制度・事業の進捗や景観まちづくりの効果等について評価・検証を行っていることが分かりました。

■景観まちづくりに関する進捗や効果の評価・検証の実施状況（アンケート回答結果）

選択肢	回答数	割合
1. 行っている（予定含む）	232	（ 13.3% ）
2. 行っていない	1505	（ 86.0% ）
無回答	13	（ 0.7% ）
合計	1,750	（ 100.0% ）

②景観まちづくりの進捗や効果に関する評価・検証の指標や内容

景観政策に関する制度・事業の進捗や景観まちづくりの効果等を検証する指標や内容について、i「制度や事業の進捗調査」、ii「住民や地域への直接的・間接的効果の評価」、iii「定点観測」、iv「その他」の別に整理しました。

i 制度や事業の進捗評価

景観政策に関する制度・事業の進捗を評価・検証する方法としては、届出件数を把握したり、景観に関する指導の効果を検証するなど、景観計画の運用実績を確認している例や、景観計画以外も含めた行政の景観まちづくりの実績や、住民の景観まちづくりの取組状況について検証している例があります。

（評価指標・方法の例）

景観計画の運用実績	届出等の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づく届出の件数 ・景観地区における認定申請の件数 ・景観計画の重点地区における届出の件数 ・屋外広告物条例に基づく許可申請の件数
	重点的に景観形成に取り組む地区の数	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的に景観形成に取り組んでいる地区（景観地区、景観計画の重点地区など）の数
	指導、誘導、協議等の実施件数・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部のアドバイザーを活用した景観誘導・協議の実施回数 ・専門家による審査会やデザイン会議への開催件数 ・違反屋外広告物の是正件数 ・届出内容の変化などから、景観に関する指導や誘導の効果が実際に現れているかどうかを検証
景観まちづくりの取り	地方公共団体が実施する景観まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・修景事業の実施件数 ・普及啓発事業（まち歩き、勉強会等）の参加者数

組み実績	に関する事業の実施 件数・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画の実行計画やアクションプランを策定し、進捗評価を実施 ・ 毎年度、事業の具体的な実施内容や成果について確認
	補助・助成の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修景や歴史的建造物保全に対する補助や助成の実績
住民の景観 まちづくり の取組 状況	景観形成に取り組む 団体の数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観まちづくりや清掃活動などに取り組む団体の数
	景観協定等の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観協定の認定件数
景観行政団体の数 (都道府県のみ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県下の景観行政団体の数 ・ 景観計画策定市区町村数
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民アンケートの結果 ・ 宅地の利用率 ・ 住宅着工の動向 ・ 条例に適合している屋外広告物の割合

ii 住民や地域への直接的・間接的効果の評価

景観まちづくりの直接的・間接的効果の評価・検証としては、住民への効果として、住民の満足度や意識、住民主体の活動、普及啓発事業への参加度合いを測っている例や、地域への効果として、観光客数などを定量的に計測している例があります。

(評価指標・方法の例)

住民	住民の満足度、意識、 施策認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の景観に対する満足度 ・ 景観形成の必要性に対する意識 ・ 景観施策に対する認知度 ・ 住民に「好きだと思ふ景観」を具体的に聞く
	住民主体の活動や イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体で実施する活動（景観づくり、清掃等）の実施回数、参加者数
	普及啓発事業への 参加度合い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発事業（まち歩き、勉強会等）の参加者数
地域	人の数 (観光客、人口など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客数 ・ イベントの来場者数 ・ 歩行者通行量 ・ 移住者数
	経済的指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き店舗率 ・ 不動産価格、地価

iii 定点観測

景観まちづくりの進捗や効果を検証するにあたり、景観そのものの変化を確認する方法として、以下のような例があります。

(評価方法の例)

定点観測の実施	<ul style="list-style-type: none">・決まった地点で定期的に（1年ごと、5年ごと、10年ごと等）写真を撮影し、景観を記録・比較・景観審議会の中で、委員と現地視察を実施し、建築物や屋外広告物の更新状況、基準適合状況について検証
建設前後の比較	<ul style="list-style-type: none">・建築物や工作物の建設前後、屋外広告物の設置前後の景観の変化を写真によって比較し検証・届出や許可申請に係る行為の完了届出を提出してもらい、検証
その他	<ul style="list-style-type: none">・重要文化的景観の重要な構成要素について個票を作成し、専門家による評価を実施

iv その他

その他、以下のような評価・検証の例があります。

(評価方法の例)

専門家等による評価	<ul style="list-style-type: none">・景観審議会やアドバイザーといった形で、学識経験者などの専門家や、景観づくりに関係する団体などから景観施策について意見を聴取
内部で評価・検証	<ul style="list-style-type: none">・庁内の連絡会議で景観に関する課題を抽出・関係部署による景観形成の取組について状況報告を受ける
協議案件の検証	<ul style="list-style-type: none">・景観に関する協議を行った案件について、完成後の状況を確認・検証
景観計画の見直し	<ul style="list-style-type: none">・策定時に予測が困難であった項目を追加・重点的に景観形成に取り組む地区を新たに指定・届出要件（延床面積、高さ等）を検証
その他	<ul style="list-style-type: none">・市民公募委員を中心とした景観市民会議を開催し、景観まちづくりの評価・検証を実施・国土交通省の実施する都市景観大賞に応募・市の公共事業全般において景観に関する監修を行う景観専門監の協議件数で評価・立地適正化計画に基づく「居住誘導区域内の人口密度」の推移で評価

4. 個別の景観課題への取組事例

(1) 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）の設置にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点

禁止区域等を設定

● 独自条例・ガイドライン等によって立地の制限や抑制する区域を設定する

独自条例（代表的名称：「自然、景観等と太陽光発電設備事業との調和に関する条例」）やガイドライン等で、禁止区域や抑制区域を設定したり、立地可能な区域を限定する方法があります。根拠と制限の強さには様々なパターンが考えられ、例えば、以下のような工夫例があります。

（工夫例）

- ・ 自然公園法や砂防法等を根拠に禁止区域を設定
- ・ 独自条例で「事業を行わないよう協力を求める区域（自粛を要請する区域・抑制区域）」を設定
- ・ ガイドラインで「立地を避けるべき区域」、「立地に慎重な検討が必要な区域」や「適切でない地域」を設定
- ・ 当初はまちづくり条例によるガイドラインで技術指導を行っていたが、住民とトラブルのある施設も見られるようになったため、国土利用計画法の市町村計画で設置禁止区域を設定

届出や許可の仕組みによって景観への配慮を求める

● 景観計画に基づく届出の仕組みを活用する

太陽光発電設備の設置を景観計画の届出対象行為に位置づけることで、事前協議や届出後の指導において景観形成基準や関連法令への適合を求めることができます。一方、景観計画で届出対象としても、自治体の姿勢によっては、届出があれば設置を止める根拠は弱くなるのではないかという意見もあり、景観形成基準の設定や運用面で工夫が必要です。

工夫例としては、以下のように様々なパターンがあります。

（工夫例）

- 景観形成基準の設定の工夫
 - ・ パネル・架台・附属物の色彩や素材についての基準を定める
 - ・ 配置や植栽等による目隠しなど、パネル等を見えづらくする工夫を求める
 - ・ 「原則設置しない」という基準を定める
- 届出対象行為の設定の工夫
 - ・ 届出対象の工作物として列記しているものの中で太陽光発電設備を読み、届出を求める
 - ・ 届出対象行為の設定にあたり、工作物の中に「太陽光発電設備」を明記
- 届出の対象とする区域、規模の工夫
 - ・ 太陽光発電設備を届出対象にする区域を、歴史的景観などがある規制の厳しい区域などに限定
 - ・ 届出対象を大規模なものに限定
 - ・ 景観計画区域全域で、10㎡以上の小規模なものまでを届出対象とする
- 運用面の工夫
 - ・ 届出の際に、最も近い観光資源からの見え方の確認を求める
 - ・ 届出の際に、地域住民への説明を義務付け
 - ・ 一定規模以上の太陽光発電設備について、地域の同意を必要とする

- ・届出のあった太陽光発電設備について、審議会等で検討・指導を行えるよう規定する
- ・景観形成重点地区を他課の太陽光発電設備に関する条例にて抑制地域に位置付け

●景観計画以外の方法で許可制にする

景観計画以外の手法を用いて、太陽光発電設備の設置について許可制などの仕組みを運用する方法として、以下のような工夫例があります。

(工夫例)

- ・独自条例で太陽光発電設備の設置の許可制度を導入し、事業区域周辺の景観を阻害しないための措置を講じるよう定める
- ・風致地区条例で、風致地区内において建築物に準じた許可条件として指導

国、都道府県、市町村、関係部局など様々なレベルでの連携体制を構築する

●庁内での情報共有を密にする

地方公共団体内で複数部課が連携して取り組む方法として、以下のような工夫例があります。

(工夫例)

- ・設置の相談等（国土利用計画法に基づく土地売買等届出、農地法、農振法、森林法など）がある際に関係部局へ情報共有
- ・関係課が参加する会議を定期的に開催し情報を共有

●都道府県と市町村で連携・役割分担を行う

都道府県と市町村で連携して取り組む方法として、以下のような工夫例があります。

(工夫例)

- ・都道府県がガイドラインを策定して立地を避けるべきエリアなどを設定。それに基づいて市町村が景観計画の届出対象行為に太陽光発電設備の設置を位置づけ
- ・国、都道府県、関係市町村による体制を構築し、情報共有や連携・協力を行う

その他

●事業者に対する普及啓発を行う

事業者向けに普及啓発を行って景観誘導を図る方法として、以下のような工夫例があります。

(工夫例)

- ・景観配慮を求めるチラシやパンフレットを作成し、事業者等に指導や配慮を求める
- ・公共施設の太陽光発電設備の設置を通して他計画への参考にしてもらう

※以上の内容は、無回答や「特になし」などの回答を除く
全国 489 団体からの回答をもとに整理しています。

(2) 空家、空店舗にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点

景観法の活用

●景観計画や景観条例に基づき、空家や空地进行を景観誘導を行う

空家の活用事業にも景観計画の景観形成基準を適用することで、空き家の景観誘導を行う方法があります。景観計画や景観条例を活用する工夫例としては、次のようなものもあります。

(工夫例)

- ・解体・除却後の敷地について、植栽や定期的な除草など、適切な維持・管理に努めることを景観形成基準として規定
- ・一定規模以上の建築物の撤去（解体）を届出対象行為として位置づけ、解体後の敷地が地区の景観形成に配慮したものとなるよう助言
- ・景観計画の中で、空き家の増加によって景観に影響が出ることを、景観形成上の課題として挙げる
- ・破損や腐食が生じて景観上支障となっている建築物等について、所有者等に改善を指導・勧告等ができるよう、景観条例で規定

空家特措法や条例などに基づく空家の適正管理の推進

●空家特措法や条例に基づいて特定空家等の除却や修繕を推進する

空家特措法（空家等対策の推進に関する特別措置法）や、同法に規定する空家等対策計画に基づき、特定空家等の除却や修繕、活用等を推進することで、著しく景観を損なう状態の解消につながります。空家について、地方公共団体が独自に条例を制定し取り組んでいる場合もあります。

景観誘導を意識した工夫例としては、以下のようなものがあります。

(工夫例)

- ・特定空家等の判断の基準として、「景観計画に著しく適合しないもの」「著しく景観を阻害しているもの」といった、景観に関する項目を設定
- ・著しく景観を阻害する空き家が特定空家等に認定された場合に、優先的に対策を進める
- ・空家以外の居住物件のうち、特定空家等と同様の状態にあると認められるものについては空家等対策計画の対象として対応を行う
- ・景観計画の重点区域を空家等対策計画で「空家等景観対策区域」として位置づけ、景観づくりの基本方針を踏まえつつ、重点的な啓発・指導を行う

●空家バンクなどを活用した空家の活用を推進する

売却や賃貸を考えている空き家を登録し、自治体のホームページなどで情報を掲載したり、空き家の活用を考えている人に情報提供したりする「空家バンク」などの仕組みを活用して空家の活用を推進し、良好な景観形成につなげる方法があります。

●空家の除却や活用に対する補助を行う

空家の除却・解体や、活用のための修繕、移住者による空き家の取得などを対象に、地方公共団体が補助金を交付することで、空家の適正管理を進める方法があります。歴史的建造物の修景に対する補助など、景観形成を目的とした補助金が空家活用につながる可能性もあります。

景観誘導を意識した工夫例としては、以下のようなものがあります。

(工夫例)

- ・ 空家・空店舗改修の補助金について、周辺の景観との調和に配慮することを交付要件とする
- ・ 外観には修景に対する補助金を用い、内装や耐震補強には空き家活用の補助金を用いる

●各種団体と連携しながら、空家や空地の管理を行う

行政や各種団体、地域住民が空家や空地の管理を代行することで、管理不全状態に陥ることを防ぎ、景観への悪影響を抑えることができます。行政が空家や空地の管理を行うには限界があるため、不動産業者、まちづくり会社、シルバー人材センター、NPO法人、商工会などと連携して実施する工夫も考えられます。以下のような工夫例もあります。

(工夫例)

- ・ NPO法人が空店舗のシャッターにアート作品を描き、地域活性化を図る

その他

●その他の取組（空家調査、空家相談、他部署との連携、周知など）

空家については、見回り調査の定期的な実施、空家に関する相談会やセミナーの実施、パンフレット配布などによる周知のほか、周辺住民から通報のあった空家について所有者に改善を求めるなど、さまざまな対策方法が考えられます。

※以上の内容は、無回答や「特になし」などの回答を除く
全国 457 団体からの回答をもとに整理しています。

(3) 耕作放棄地にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点

景観法の活用

●景観農業振興地域整備計画を策定する

景観計画に景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号二）が定められている場合、市町村は、景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができます（法第55条）。

景観農業振興地域整備計画を定めていると、市町村長は、計画に従って利用されていない場合には、その土地所有者等に勧告を行うことができます。また、勧告に従わない場合は、権利移転に関する協議を勧告することもできます。

耕作放棄地の活用や適正管理の推進

●耕作放棄地で景観作物を栽培し、景観形成を図る

耕作放棄地において、花などの景観作物を栽培することで、良好な景観形成につなげる方法があります。多くの場合、地域団体や農作業受託組合等へ栽培作業を委託したり、国・都道府県・市町村の補助制度を利用して費用を助成したりする形で実施されており、具体的な景観作物の例としては、ヒマワリ、コスモスなどの花、ソバ、菜の花、ヒガンバナ、トウモロコシ、青パパイヤ、ジャガイモ、サツマイモなどがあります。工夫例としては、以下のようなものがあります。

（工夫例）

- ・景観作物の種子の無料配布を実施
- ・耕作放棄地をヒマワリ畑に整備し、観光スポットとして活用
- ・遊休農地で菜の花を栽培して農村景観を保全しつつ、菜種油を製造して学校給食利用などによる地産地消・食育推進を図る

●農地をアートイベントに活用する

農地をアートイベントに活用することで、農地の活用と特徴的な景観形成を進めている工夫例として、以下のようなものがあります。

（工夫例）

- ・地域住民が主体となり、水田をキャンバスに見立て、数種類の稲を使って巨大なアートを作る「田んぼアート」を制作
- ・案山子アートコンテストの開催
- ・地域団体が主体となって、キャンドルナイトイベントを実施

●耕作放棄地における草刈りを実施する

地域団体等が主体となって草刈りなどを実施し、農村景観を保全する方法があります。工夫例としては、以下のようなものもあります。

（工夫例）

- ・荒廃の進む棚田において、景観を阻害する支障木について伐採や枝打ちを行う
- ・耕作放棄地に牛を放牧し、雑草等を食べさせることにより、景観を保全

●耕作放棄地の発生予防・再活用を促進する

耕作放棄地を発生させないこと、あるいは耕作放棄地を再び耕作復帰すること自体も、良好な景観形成にもつながります。耕作放棄地の発生予防や解消のための取組としては、新規就農者の支援やマッチング、パトロール実施による耕作放棄地の見回りと土地所有者への指導、農地再整備の支援といった方法があります。以下のような工夫例もあります。

(工夫例)

- ・ 観光地等に至る幹線沿いにある、景観上重要と判断される耕作放棄地を対象に復元整備等を実施
- ・ 世界遺産エリアで、耕作放棄地の一部を無償で借り上げ、世界遺産の保存に取り組む財団法人が工務を実施。収穫した米を寄付金納付者へのお礼として配布
- ・ 耕作放棄地において、地域の大学生による果樹の栽培を実施
- ・ 遊休農地を水田として整備し、住民が稲作体験できるようにする
- ・ 耕作放棄地を市民農園として整備し活用

その他

●条例等のルール策定による景観誘導を図る

条例等のルールとして、土地を適正に管理すること、良好な景観形成に努めることなどを規定し、これに基づいて景観誘導・指導を行う方法があります。

●その他

その他の工夫例として、以下のようなものがあります。

(工夫例)

- ・ 重要文化的景観の重要な構成要素として農地を特定し、保存と活用を図る
- ・ 農山漁村で美しい景観の保全、創造などに取り組む団体に対し、補助や顕彰を実施

※以上の内容は、無回答や「特になし」などの回答を除く
全国 273 団体からの回答をもとに整理しています。

(4) 屋外広告物の設置にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点

景観計画に基づいて誘導

●景観計画に基づく届出の仕組みを活用する

景観計画で、屋外広告物を表示する物件の設置を届出対象行為に位置づけることで、景観計画の届出の仕組みを活用して景観誘導を図る方法があります。

ただし、屋外広告物を表示する物件の設置は屋外広告物条例でも規制されるため、景観計画の届出対象行為としては位置づけずに、以下のような方法で誘導を図っている例もあります。

(工夫例)

- ・建築物と一体となった屋外広告物について景観形成基準を設定し、建築物の建築等の届出の際に誘導
- ・同一敷地内に、建築物とは別に屋外広告物を設置しようとする場合、届出対象行為（建築物の建築等、開発行為等）に、併せて屋外広告物についても指導
- ・屋外広告物には該当しないコーポレートカラー等、公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠について、景観計画の届出対象として誘導

●景観計画に屋外広告物の景観誘導の根拠となる事項を定める

屋外広告物に関して、具体的な基準ではなく基本的な考え方や誘導方針を景観計画に定め、これを根拠として屋外広告物を緩やかに誘導・指導していく方法として、以下のような例があります。

(工夫例)

- ・景観法第8条第2項第4号イにもとづく「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を景観計画に定める
- ・景観法第8条第3項の「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」として、屋外広告物の誘導方針を景観計画に定める

屋外広告物条例に基づいて誘導

●屋外広告物条例を地域特性に応じてきめ細やかに運用する

地域の景観特性に応じた屋外広告物の景観誘導を、屋外広告物条例に基づいて行う方法として、都道府県の屋外広告物条例に重点的な誘導エリアを指定する方法や、市区町村（政令指定都市、中核市または景観行政団体であるに限る）が独自で屋外広告物条例を制定する方法があります。

その他、以下のような工夫例もあります。

(工夫例)

- ・景観計画は市町村のものを、屋外広告物条例は都道府県のものを運用している場合や、景観担当と屋外広告物担当が異なる部局である場合などに、景観計画に定めた屋外広告物の表示等に関する基準を屋外広告物条例の改正に反映させ、景観計画と屋外広告物条例を整合させ、連携しながら取り組む
- ・都道府県の屋外広告物条例を運用している場合に、地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理の特例により、屋外広告物の表示の許可や違反広告物の簡易除却など、都道府県の事務の一部を市町村に移譲
- ・都道府県の屋外広告物条例を運用しているものの、許可基準などについては市町村の定める規則に基づいて設定

景観計画以外のガイドライン、計画等に基づいて誘導

●屋外広告物に関するガイドライン等を策定する

景観計画ではなく、屋外広告物に関する基準や配慮事項をまとめたガイドラインや手引きを策定し、これを根拠として屋外広告物を緩やかに誘導・指導していく方法があります。以下のような工夫例もあります。

(工夫例)

- ・ガイドラインと事前協議等の仕組みを組み合わせ、効果的に誘導

●地区計画に形態意匠の制限を定めて誘導する

地区計画に形態意匠の制限として屋外広告物の色彩や形態、意匠などに関する制限を定め、景観誘導を行う方法があります。

●屋外広告物の設置に係る事前協議、事前相談の実施する

屋外広告物の表示や設置について、手続き面を工夫して誘導を図る方法として、担当窓口で事前に相談を受け付けたり、事前協議をお願いしたりすることが考えられます。以下のような工夫例もあります。

(工夫例)

- ・事前相談があったものについて、必要に応じて審査会に諮問
- ・事前相談があったものについて、有識者の助言を求める

●地域独自のルール（建築協定、景観協定等）を活用する

建築基準法第69条に基づく建築協定、景観法第81条に基づく景観協定、地方公共団体の条例に基づくまちづくり協定等、民間どうしの協定や地域独自のルールの中で屋外広告物の誘導を図る方法があります。

ソフト面の取組の推進

●違反屋外広告物への対応（パトロール、除却等）を図る

屋外広告物条例の規定に適合しない違反屋外広告物について、パトロールを行って実態を把握し、必要に応じて是正措置や除却を実施する方法があります。以下のような工夫例もあります。

(工夫例)

- ・ボランティアによる違反屋外広告物の除却活動を実施
- ・眺望景観の保全を図ることを目的に、屋上広告物の撤去工事費等の補助を実施

●表彰、周知、普及啓発を行う

規制によるネガティブチェックだけでなく、周知・普及啓発の取組を通じて良好な景観の形成に資する屋外広告物の設置を促進する方法として、以下のような工夫例があります。

(工夫例)

- ・良好な景観の形成に資する屋外広告物を表彰する

- ・普及啓発パンフレットの作成
- ・まち歩きの実施

その他

●その他

その他の工夫例として、以下のようなものがあります。

(工夫例)

- ・他法令（自然公園法、伝統的建造物群保存地区条例など）で屋外広告物を景観誘導
- ・要綱に基づいて屋外広告物を誘導
- ・市町村が自ら設置している屋外広告物について、新規設置または更新する際に統一性を持たせたデザインにするよう誘導
- ・景観計画の届出と屋外広告物条例の許可申請の窓口を一本化

※以上の内容は、無回答や「特になし」などの回答を除く
全国 361 団体からの回答をもとに整理しています。

お問い合わせ窓口

名称	電話番号
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111 (代表) 03-5253-8954 (直通)
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課	011-709-2311 (代表) 011-738-0234 (直通)
東北地方整備局 建政部 計画管理課	022-225-2171 (代表)
関東地方整備局 建政部 計画管理課	048-601-3151 (代表) 048-600-1905 (直通)
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	025-280-8880 (代表) 025-370-6571 (直通)
中部地方整備局 建政部 計画管理課	052-953-8571 (直通)
近畿地方整備局 建政部 計画管理課	06-6942-1141 (代表)
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	082-221-9231 (代表) 082-511-6176 (直通)
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	087-851-8061 (代表) 087-811-8314 (直通)
九州地方整備局 建政部 計画管理課	092-471-6331 (代表)
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-0031 (代表) 098-866-1910 (直通)